町田市道路反射鏡設置基準

第1 目的

この基準は、道路反射鏡の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その 適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

第2 意義

自動車運転者(以下「運転者」という。)が、他の自動車または歩道上の自転車等の通行による危険に対して、当該危険を未然に確認することが不可能または困難な場合の補助施設として道路反射鏡を設置するものである。

第3 対象の道路

道路反射鏡は、次の各号のいずれかに設置するものとする。

- (1) 市道
- (2) 国道・都道(市道と交差する場合)
- (3) 通り抜けのできる私道

第4 設置の基準

道路反射鏡は、第3のいずれかのうち、次の基準を満たす場合に設置することができる。

- 1 運転者の通行上の見通しに関して、次に掲げる各号のいずれかに該当すること。
 - (1) 信号機のない交差点部分において、法令等の規定により一時停止義務のある 運転者が、車体前部を優先道路内(歩道内)に進入させなければ優先道路を走行 する自動車(歩道上の自転車等)を確認できない箇所。
 - (2) 信号機及び中央線のないカーブ部分において、見通しの悪い箇所。
 - (3) その他特殊な道路または交通状況により、個々の具体的な状況を勘案し、市長が設置することを適当と認めた箇所。
- 2 自動車、もしくは、歩行者や自転車の安全な通行が確保される一定の道路幅員があること。ただし、道路の幅員・構造等の理由により道路上に設置できない箇所でも民有地に安全に設置できる場合は、この限りではない。
- 3 設置箇所に隣接する土地及び建物等利用の妨げとならないこと。

第5 設置の条件

道路反射鏡は、次の条件を満たす場合に設置するものとする。

1 第4の3に掲げる設置箇所に隣接する土地所有者及び敷地管理者からの同意があること。

- 2 設置箇所における近隣住民の理解と了解があること。
- 3 前1・2項を満たしたうえで、町内会自治会等代表者から、別紙様式2の「道路 反射鏡新設要望書」による申請があること。ただし、町内会自治会等がない、もし くは、町内会自治会未加入者で町内会自治会等を通じての申請が困難な場合は、近 隣住民の代表者に代えることができる。
- 4 第3の3号に掲げる私道、もしくは第4の2に掲げる民有地に設置する場合は、 土地所有者から別紙様式3の「道路反射鏡設置に伴う土地無償使用承諾書」による 使用許可が得られること。

第6 道路反射鏡の仕様

道路反射鏡の仕様については、別紙のとおりとする。

第7 開発行為及び宅地造成または中高層建築物に伴う道路反射鏡の設置

町田市宅地開発事業に関する条例及び町田市中高層建築物に関する指導要綱に 定めのある事業者は、同条例及び要綱に基づく事前協議及び中間検査時の指示に より、道路反射鏡の設置を行うものとする。なお、設置にあたっては、この設置基 準の規定を準用するものとする。

附則

この設置基準は平成9年4月1日から実施する。

附則

この設置基準は平成10年7月1日から実施する。

附則

この設置基準は平成18年9月1日から実施する。

附則

この設置基準は平成26年4月1日から実施する。